

足利市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第8条）

第2章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策（第9条 - 第17条）

第3章 足利市男女共同参画審議会（第18条）

第4章 補則（第19条）

附則

すべての人は、個人として尊重され、法の下に平等であり、男女の人権は、性別にかかわらず尊重されなければならない。

これまで、足利市においては、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、足利市男女共同参画プランを作成し、さまざまな取組みを進めてきた。

しかしながら、人為的につくられた性別観や性別による固定的な役割分担に基づく制度や慣行、あらゆる形態の人権侵害が依然として存在し、多くの解決すべき問題が残されている。

こうした状況の中、真の男女平等を達成し、豊かで活力ある足利市を築いていくためには、性別にとらわれることなく、男女が共にその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が急務となっている。

ここに、足利市は、男女共同参画社会の早期実現を目指し、男女共同参画社会の形成の推進に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に

推進し、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不快感や不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択について、偏った影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び当該活動以外の職業生活における活動その他の活動を両立して行うことができること。
- (5) 男女がお互いの性について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 男女共同参画社会の形成の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意すること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会の形成を重要課題として位置付け、その推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画社会の形成の推進に当たり、市民、事業者、国及び県と相互に連携を図り、率先してこれに取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を実施するため必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の推進に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、その情報において、性別による固定的な役割分担若しくは前条に規定する人権侵害を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、足利市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(積極的改善措置)

第10条 市長その他の市の執行機関は、その設置する附属機関等の委員を任命し、又は委嘱する場合には、積極的改善措置を講ずることによりできる限り男女の均衡を図るものとする。

2 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置が講じられる

よう努めなければならない。

(市民の理解を深めるための措置)

第11条 市は、男女共同参画社会の形成の推進について市民の理解を深めるとともに、男女共同参画社会の形成の推進に向けた取組みを積極的に行うことができるよう、普及啓発、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(教育の分野における措置)

第12条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育の分野において、男女平等意識の醸成、個性と能力の育成等男女共同参画社会の形成を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

(施策に関する意見への対応)

第13条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策又は男女共同参画社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から意見等の申出があった場合には、当該申出に適切に対応するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、審議会の意見を聴くものとする。

(相談への対応)

第14条 市長は、性別による差別的扱いその他の男女共同参画社会の形成の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者からの相談に適切に対応するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市長は、前項の相談があったときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関し、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(活動の支援等)

第16条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成の推進に関する活動について、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、前項の支援について商工業、農林業その他の産業の自営業に従事する女性に対し、特に配慮するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女共同参画の状況等について報告を求めることができる。

(年次報告)

第17条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 足利市男女共同参画審議会

(足利市男女共同参画審議会)

第18条 男女共同参画社会の形成の推進に資するため、市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の推進に関する重要事項について調査し、及び審議するため、審議会を置く。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女いずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

(細目)

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。